



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成28年8月31日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に準じて、（仮称）高津区内物流センター建設計画に係る複合開発事業環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

事業の基本的事項	事業者	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビルヂング北館9階 三菱商事都市開発株式会社 代表取締役 村田 弘一
	事業の名称	（仮称）高津区内物流センター建設計画
	事業の種類	大規模建築物の新設 （川崎市環境影響評価に関する条例第72条に基づく複合開発事業）
	事業を実施する区域	川崎市高津区北見方3丁目14番地
	事業の目的	既設建物の物流施設としてのさらなる機能拡大を図ることを目的とし、新たな施設の建設
	事業の内容	区域面積：約54,301㎡（準工業地域） 延べ面積：約99,614㎡
	事業の施行期間	平成29年1月（着手予定）～平成30年5月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年8月31日（水）～平成28年10月14日（金） 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。  時間：午前8時30分から午後5時まで  上記期間中、本市ホームページにて当該準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所及び 環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の当該準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを事業者に送付しません。 【意見書の提出】 提出期限：平成28年10月14日（金） （郵送の場合は、平成28年10月14日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156